

(公社) 日本口腔外科学会代議員選挙告示

公益社団法人 日本口腔外科学会は、下記により 2022・2023 年度代議員選出のための選挙を実施いたします。

記

1. 選出する代議員の数

331 (加えて補欠代議員)

2. 任 期

2 年 (選任の 2 年後に実施される代議員選挙の終了の時まで)

3. 選 挙 人

正会員として 2021 年 9 月 1 日から引き続き本学会に在籍し、2021 年度までの会費を 2 月 28 日 (月) までに完納している者で、本年 4 月 1 日時点で本学会に在籍している者

4. 被選挙人 (立候補できる方、候補者推薦を受けることができる方)

以下の全ての要件を満たす者

- ① 正会員として本学会に引き続き 6 年以上在籍し、2021 年度までの会費を 2 月 28 日 (月) までに完納している者
- ② 2022 年 4 月 1 日の時点で、本学会認定専門医資格あるいは終身指導医資格を有する者
- ③ 2022 年 4 月 1 日の時点で、68 歳未満である者

5. 立候補又は推薦届出期間

立候補期間：2022 年 5 月 1 日 (日) ～ 同年 5 月 15 日 (日) (当日の消印有効)

推 薦 期 間：2022 年 5 月 1 日 (日) ～ 同年 5 月 31 日 (火) (当日の消印有効)

6. 立候補又は推薦の方法

- ① 本学会ホームページの「代議員選挙管理委員会」からそれぞれの用紙をダウンロードし、代議員選挙管理委員会 (本学会事務局気付) に郵送する。〔書留郵便等確実な方法で提出すること。〕
- ② 代議員候補者の推薦は、正会員 1 名につき候補者 3 名以内とする。
(立候補した方は推薦者になることは出来ません。)

7. 選挙方法

(1) 選挙人名簿の閲覧

- ① 正会員は、5 月 1 日 (日) から 5 月 15 日 (日) までの間、本学会事務局において縦覧又は閲覧することができる。
なお、本学会事務局は、土・日曜日及び祝日は閉室となるので、留意すること。
- ② 5 月 1 日 (日) から 5 月 31 日 (火) までの間、本学会ホームページ上に選挙人名簿を掲載し、閲覧に供する。

(2) 異議申立て

正会員は、選挙人名簿に誤りのある時は、5月15日までに、異議の申立てをすることができる。異議の申立ては、その異議の内容を明記し、記名・捺印した文書（様式自由）を書留郵便で、代議員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に郵送する。

(3) 候補者名簿及び投票用紙の送付

委員会は、支部ごとに代議員候補者の名簿及び投票用紙を作成し、6月30日までに、選挙人に郵送する。

(4) 【投票】

投票は、記号式無記名投票とする。

① 大学施設代議員の選出母体に所属する選挙人

代議員定数に相当する数の候補者を選出し、7月20日（当日の消印有効）までに委員会宛に郵送する。〔返信用封筒使用〕

② 診療施設に所属する選挙人

代議員定数の半数に相当する数の候補者を選出し、7月20日（当日の消印有効）までに委員会宛に郵送する。〔返信用封筒使用〕

※ 代議員定数が奇数の場合の「代議員定数の半数」は、定数を2で除し、端数を四捨五入した整数とする。その数は、送付する代議員候補者名簿に表示する。

(5) 開 票

2022年7月25日（月）12：00～

8. 当選人の決定

- (1) 代議員定数に応じ、得票数の多い者から順に当選人と決する。
- (2) 得票数が同数の場合は、再投票は行わず、①年長者の順、②会員歴の長い順とする。

9. 選挙結果の公告

当選人が決定した時は、選挙結果を本学会ホームページに掲載し、選挙人及び被選挙人の閲覧に供する。
公告日：2022年7月25日（月）【予定】

10. 異議の申立て

選挙の効力に異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙結果の公告日から14日以内（必着）に、異議を申し立てることができる。異議の申立ては、その異議の内容を明記し、記名・捺印した文書（様式自由）を書留郵便で、委員会宛に郵送する。

11. その他

その他疑義が生じた場合は、その都度委員会において決定する。

（公社）日本口腔外科学会代議員選挙管理委員会